

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
の中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成26年8月26日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成17年度～平成25年度）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院等（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に今後改組されることとなった。

新機構への改組日については、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、平成24年3月に公布された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成24年政令第42号）により、平成26年4月1日とされた。

これを受けて、平成24年3月に、中期目標等を変更し、施設整理機構の中期目標期間を、平成17年10月1日～平成24年9月30日までの7年間から、平成17年10月1日～平成26年3月31日までの8年6月間に変更するとともに、平成24年度以降は新機構への改組の準備を行うといった業務を追加した。

本評価は、厚生労働大臣が定めた第1期中期目標（平成17年10月～平成26年3月）全体の業務実績について評価を行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成25年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成23年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年1月21日同委員会。以下「2次意見」という。）等も踏まえ、最終評価を実施した。

なお、施設整理機構は、全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止することを目的として平成17年10月に設立された5年有期の独立行政法人であるが、平成22年8月公布の法改正により存続期限が2年間延長され、平成23年6月公布の法改正により、平成26年4月に社会保険病院等の運営・管理等を目的とした地域医療機能推進機構へ改組されるといった特異な経緯を辿っていることを踏まえ、最終評価を実施するものであることを特記しておきたい。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、施設整理機構が発足した平成17年10月以来、業務により得られた成果が、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止するという施設整理機構の当初の使命に照らし評価を行った。

平成22年度においては、平成22年8月公布の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿が決まらない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきたことから、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、平成22年9月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設全ての譲渡が完了したことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行った。

平成23年度においては、厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）及び川崎社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）の譲渡のほか、平成23年6月公布の法改正により年金

福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて業務内容が大きく変化したこと、また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより社会保険病院等に大きな被害があったことを考慮し評価を行った。

平成24年度においては、厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「東京北社会保険病院等」という。）、社会保険鯉沢病院（介護老人保健施設を含む。以下「社会保険鯉沢病院等」という。）及び社会保険紀南病院（社会保険紀南看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。）の譲渡業務への取組みのほか、新機構への改組に向けた準備業務を行う組織体制の整備及び社会保険病院等の委託先団体との調整及び新機構の運営方針の策定、並びに新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、実施した財務調査（第3フェーズ）の実施及びその対応について考慮し評価を行った。

平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡業務として6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を行うことが求められたこと、また、平成26年3月末までの限られた時間内に、大きな混乱が生じることなく新機構への移行準備作業を完了することが求められたこと考慮し評価を行った。

このように、施設整理機構の置かれた環境変化に応じ、評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般としては、次のとおり、独立行政法人の特性を踏まえ柔軟な対応により高い業績を実現していると認められ、極めて高く評価できる。

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡は、平成22年9月までに社会保険病院等を除くすべての施設の譲渡が完了し、その売却実績は売却額2,185億円で、出資価格対比184億円のプラス、109.2%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。これは、各施設の事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体からの支援策の取り付けなど資産価値向上のための取組の成果であり、大いに評価できる。また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた258施設のうち74%にあたる192施設について事業が継続され、公共

性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した258施設のうち、一部採用を含め、72%にあたる187施設において雇用の継続（一部採用は、17%にあたる45施設）が図られている。

これらの結果、施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成しつつ、設立から5年間という目標年度内に全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を売却したことは、大いに評価できる。

社会保険病院等の譲渡については、平成24年度末までに厚生労働省から譲渡指示を受けた8病院のうち、平成24年度末時点で2病院、平成25年度において6病院の譲渡が完了しており、所在地地方公共団体等の意向も踏まえつつ、地域医療が損なわれることのないよう十分に配慮した譲渡条件を設定し、適切に譲渡が行われていると認められる。このうち、川崎社会保険病院の譲渡に当たっては、現に入院・外来診療を行っている病院を、医療機能を維持しつつ、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限活かして一般競争入札による譲渡スキームを適用している。また、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の2病院については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であるが、随意契約という交渉に限界がある困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ鑑定価格を参考にした価格で適切に譲渡したものと認められる。この結果、発足以来の譲渡実績は、売却額2,380億円で、出資価格対比183億円のプラス、108.3%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保しており、高く評価できる。あわせて、譲渡先に対し、病院職員の雇用の継続に配慮を求めるなどにより、継続雇用が確保されている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手し、同年11月末までに工事を完了し、地域医療の機能等を継続して提供したことは評価できる。

さらに、病院等を保有している施設整理機構と病院等を運営している各委託先団体又は各病院等の平成21年3月期、平成22年3月期及び

平成23年3月期の3期分について、統一的な基準で合算財務諸表を作成して、指標分析、比較分析等により病院の実態把握に努め、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し、委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行ったことなど、経営状況・資産状況の把握等を通じた適切な運営、さらに資産価値保全の観点から病院機能を維持するために必要な整備を行い地域医療の維持確保に繋がったことは評価できる。

また、譲渡業務等の進捗状況や施設整理機構の置かれた状況に応じて、継続的に組織・人員体制の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の特性を踏まえ柔軟に対応したものであるとともに、独立行政法人の模範となる取り組みと言え、極めて高く評価される。

平成24年度には、新機構への改組に向け、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置し、社会保険病院等の院長との会議や委託先団体等との打ち合わせなどを通じて精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の大枠として運営方針を確定させ、改組に向けた複雑で困難な準備作業を行ったことは大いに評価できる。

また、新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査（第1・2フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査（第3フェーズ）を行い、残高確認のみならず業務フローにまで踏み込んで、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、平成25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表するとともに、今後改善が必要な点（診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。適切な現金管理のための体制等の構築など。）については、病院を運営している各団体等に対し、適切な運営ができるよう指導を行っており、評価できる。

最終事業年度である平成25年度には、施設整理機構発足以来、業務の基幹を占めてきた施設譲渡業務については、福祉施設は既に全施設の譲渡が完了し、残る社会保険病院等の譲渡については厚生労働省の譲渡指示を受けて対応するスキームであるため、譲渡指示に対応する体制を最低限確保した上で、直前に迫った新機構への移行準備作業を限られた職員体制で確実に処理するため、業務運営体制の効率化に努めたことは、評価できる。新機構への改組に当たっては、従来は委託先団体が運営してきた病院等を独立行政法人が直接運営することになるため、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を内外に示しながら準備を進めてきた。改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査（第3フェーズ）を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善を施設整理機構が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。

こうした様々な困難にもかかわらず、施設整理機構においては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③新機構病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥新機構が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等について、限られた職員体制の下で広範な業務を的確に実施してきた。その結果、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月の新機構発足を果たすことができたことは、極めて高く評価できる。

このように移行準備作業に職員が総出であたる一方、平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡について過去最多の6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を実施した。更に、新機構の移行に先立ち、今後利用見込みのない不動産を洗い出し移行前に売却する方針を立て、該当する10件の不動産の売却を年度末までに完了したことは、評価できる。さらに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画では平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、平成25年度末

の常勤役職員数は平成24年度末比▲2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきたことから目標の8%を大幅に上回る46.3%を削減していることは評価できる。

一般管理費（人件費を除く）は、効率的な執行を徹底した結果、調達の実現性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努め、平成17年度との比較で64%削減していることは評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

施設整理機構は、設立当初の目的であった全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の売却を着実に進め、かつ、高い業績を実現しながらも、大幅な人員削減を図っていることが認められる。

具体的には、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡業務の進捗に応じて、組織改編により民間出向者、直接採用者の業務内容の見直しを行い組織管理体制の効率化及び強化を図るとともに、外部委託も状況の変化に応じて迅速に取り入れ、効率的かつ適切な人員体制の構築を行った。

また、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等という性質が大きく変化した施設整理機構の使命（ミッション）の中で、迅速に組織・人員体制の見直しを図り、新たな使命（ミッション）に速やかに、柔軟に対応し、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の模範となるものである。

具体的な取組みとしては、平成20年10月の社会保険病院等の出資に伴い、複雑かつ増加する資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、社会保険病院等の譲渡に効率的かつ弾力的に対応するため、アドバイザー業務（医療機器等の査定業務、マーケティング資料作成業務、マーケティング補助業務、病院事業等の引き継ぎ支援業務）及び不動産の売却に係る詳細開示資料作成及び入札補助業務について、外部委託を状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、社会保険病院等の譲渡指示に備えて引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した。

さらに、平成23年度においては、平成23年6月の法改正により施設整理機構が新機構へ改組されることとなったため、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受け入れに備えた人員の削減を行い、平成24年4月には、平成24年3月30日の中期目標等の見直しにより新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、効率的かつ専門性の高い体制とした。

このように、継続的に業務運営体制を見直した結果、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、平成25年度末の常勤役職員数は22名となっており、平成17年度に比べて目標の8%を大幅に上回る46.3%の削減となっている。

以上のように、法人の業務内容が大きく変化する中で、民間の知見を最大限活用しつつ、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげており、評価に値する。

(2) 業務管理の充実

国から出資を受けた資産等に関する情報等の管理については、使用頻度の高い情報をデータベース化し、情報の集約化及び共有化を行い、効率的な活用を可能とした。

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、業務の進捗管理では、幹部会や役員会のほか、機構設立当初から全職員が参加する理事長主催で毎朝行われる業務打合会に加え、システム化された進捗管理、実績管理によって、計画的に業務の進捗を図った結果、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、高く評価できる。

また、偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図り、また、関係当局への情報提供を行った結果、偽情報による被害の発生を抑止したことも評価でき、さらに、譲渡が完了し2年経過した後においても、特段の問題が生じていないことは事業リスクに対し適切に対応した結果であろうと評価できる。

社会保険病院等に関しては、社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、平成21年3月期、平成22年3月期及び平成23年3月期の3期分について、統一的な基準で合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析（財務調査）を実施し、分析結果をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析・検討を行うためのデータを整備したことは、大いに評価できる。

また、不動産調査により把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、優先順位を付けた上で順次不動産支障を解消している。さらに、病院の整備については、厚生労働省と連携し、委託先公益法人に対して、施設整理機構保有資産の整備の実施等の承認案件について、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を求めたことも高く評価できる。

以上のように、業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善や法人運営に伴い発生するリスク管理の徹底を図っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価できる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（人件費を除く）の節減については、中期目標期間の最終事業年度となる平成25年度において、平成17年度と比べて18%以上の額を節減するという目標に対して、調達の実行性や価格の妥当性の精査を行った上で、少額の契約であっても複数の見積もり合わせや価格交渉を行うなどの取り組みに努めた結果、平成25年度において68%（平成17年度比▲27百万円の減）の額を節減した。

業務費については、冗費の点検削減についても着実に進めており、継続的に支出する事務経費については、その必要性を点検し、契約終了を含めた見直しを行い、引き続き必要な契約についても契約相手方と値段交渉等を行うなど、徹底的なコスト削減を図った。

人員の削減についても、中期計画の目標を大幅に上回る削減を達成するとともに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した役員及び職員の俸給月額を引き下げ及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づく役職員の退職金の削減措置を行うことにより人件費の削減を図り、効率的な執行に努めてい

る。各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、一般競争入札に馴染まない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。

以上のように、施設整理機構の置かれている環境変化に応じ、機動的に効率的かつ適切な業務運営体制について継続的に見直しを行い、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図った結果、一般管理費等について大幅な節減を実施するとともに、各種調達の適正化を着実に実施するなど、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、評価できる。

(4) 各施設の経営状況等の把握、施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

○各施設の経営状況等の把握に関すること

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関しては、物件の価値を向上させる事業としての可能性や不動産としての活用方針を示す事業調査、不動産調査の結果のマーケティング資料を整備し、買受希望者へ適切な情報提供を行うとともに、地方自治体からの支援策の取り付け等、付加価値の向上に努力しており、様々な創意工夫が見られる。これが5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、評価に値する。

社会保険病院等に関しては、財務調査を行い各施設の経営状況等の把握に努めるとともに、厚生労働省から譲渡指示が出された社会保険病院等について、地元自治体と綿密な協議・連絡を行い、譲渡の手続きが適切に行われたことは評価できる。

また、平成22年度より実施してきた財務調査（第1・2フェーズ）に引き続き、平成24年度においても、平成24年3月の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第3フェーズ）により、資産を含めた経営状況等を把握するとともに、新機構への改組に向けた議論にも活用されている。

さらに、平成25年度にも、引き続き財務調査等（第4フェーズ）により施設整理機構資産を含めた病院等の経営状況等を把握した。

以上のように、各施設の経営状況等の把握に関しては、各種調査を行いデータが整備されたことで、施設整理機構の業務が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、

評価できる。

○施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明に関すること

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関しては、理事長自ら地方公共団体のトップと面談の上、固定資産税減免等支援策の取り付けといった地方公共団体からの支援策を要請しており、その結果、地方公共団体が入札に参加し落札したものが、10施設、地方公共団体による収用に応じたものが7施設、固定資産税減免等支援策を得たものが53施設となった。また、固定資産税減免等の支援策を得た53施設のうち46施設については、地方公共団体の意向に沿った用途となっており、評価できる。

社会保険病院等に関しては、厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院、健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡に当たっては、地元自治体等と綿密な協議連絡を行い、その結果、地域医療の確保に配慮した譲渡を行ったことは、評価できる。

以上のように、施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明に関しては、施設の譲渡に当たって、地方公共団体等の意見を幅広く聴取し、その意向を踏まえたマーケティング活動が行われており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、評価できる。

(5) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成22年度に、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の全物件の譲渡が完了し、発足以来の実績は売却額2,185億円で、出資価格対比184億円のプラス、109.2%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成しつつ、5年以内に全ての年金福祉施設（社会保険病院等を除く）の売却が完了した。

これは、これまでの事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けなど資産価値向上のための取組の成果の結果、5年間という限られた期間で年金福祉施設等の全物件の売却の完了に結びついたものと認められ、大いに評価に値する。

また、単に施設譲渡の目標を達成するだけでなく、雇用と公共性への配慮を実現するため、施設整理機構の基本方針として事業継続を原則とし、

入札参加者への雇用継続依頼や各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼など様々な工夫を取り入れながら両立の実現を目指した結果、事業継続施設は74%、雇用継続施設は72%（一部採用17%を含む。）となっていることは、評価に値するものと言える。社会保険病院等に関しては、厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院、健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡に、地元自治体の意向に配慮し、地域医療に貢献できる譲渡を行うとともに、譲渡後における病院職員の雇用の継続を図ったことも評価に値する。

平成21年3月6日付けで厚生労働省から譲渡指示の出された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問したうえで、平成22年9月29日付けで医療法人弘遠会と売買契約を締結し、適切に譲渡している。

平成23年2月18日付けで厚生労働省から譲渡指示の出された健康保険岡谷塩嶺病院については、岡谷市所有の借地上の施設であるとともに同市に病院運営を委託していることから、岡谷市が策定した新病院建設計画を着実に推進するため、早期譲渡を求める岡谷市の意向に配慮し、平成23年3月17日付けで岡谷市との随意契約を締結し同年3月31日に譲渡を完了させた。

平成23年12月21日付で厚生労働省から徳島県への譲渡指示の出された健康保険鳴門病院等については、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結し、平成25年4月1日に譲渡を完了させている。

平成23年12月21日付で厚生労働省から譲渡指示の出された川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得て譲渡条件を設定の上、平成24年5月18日に一般競争入札を実施、同月30日に医療法人社団葵会と売買契約を締結し、平成25年4月1日に譲渡を完了させている。なお、同病院の譲渡は、現に入院・外来診療を行っている病院を、医療機能を維持しつつ一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームであるが、施設整理機構が年金福祉施設等（社会保険病院等を除く。）の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限活かし、譲渡指示から平成23年

度末までの約3ヶ月という短期間で譲渡条件を決定し一般競争入札を実施する準備を完了させたことは、高く評価できる。

平成24年11月9日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成24年12月11日付けで売買契約を締結し、平成25年4月1日に譲渡を完了させている。

平成24年11月9日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成25年1月23日付けで売買契約を締結し、平成26年3月10日に譲渡を完了させている。

なお、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、譲受けの方針等の入念な分析等を行い、譲渡対象とすることに支障がないことを確認した上で、地域医療の確保を図りつつ、前例のない譲渡業務を行った。

平成24年12月10日付で厚生労働省より、富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等については山梨県富士川町と、公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については同組合とそれぞれ協議を重ねながら譲渡業務を行った。

設立時から平成25年度までの社会保険病院等を含めた全譲渡施設数は308施設、売却額合計は2,380億円となり、売却原価比+1,074億円（182.2%）、出資価格比で+183億円（108.3%）となった。

また、社会保険小倉記念病院については、平成24年3月31日付けで経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482百万円）を受領した。

以上のように、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）については、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全施設の譲渡又は廃止という施設整理機構設立当初における最大の使命を達成し、社会保険病院等についても地域医療に貢献できる譲渡を適切に進めており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、評価に値する。

(6) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）については、譲渡するまでの間、資産価値の維持改善、効率的な経営及び効果的な運営を行う必要があることから、従来、公共施設の譲渡において行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善など、各種の対策を幅広く実施した。

社会保険病院等については、財務調査及び不動産調査によって得られた統一的な基準に基づく基礎データを整備するとともに、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行い資産価値の保全を行うとともに地域医療の維持を図っている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告のあった東北所在の病院について、同年4月7～8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認し、特に大きな被害を受けた仙台社会保険病院及び東北厚生年金病院については、病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、緊急性が高い整備として施設整理機構の費用負担により、直ちに復旧工事に着手し、同年11月末までに工事を完了した。

財務調査等により社会保険病院等の経営状況及び資産状況等を把握し、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や耐震補強工事を実施することにより、地域の医療体制を損なうことのないよう配慮して運営を行ったと認められる。

以上のように、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めており、また社会保険病院等については引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、評価できる。

(7) 買受需要の把握及び開拓

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、事業継続での買受先の開拓及びファンドを含めた全国展開企業を中心にマーケティング活動を行った。情報収集方法としては、銀行、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先情報等を幅広く活用した。平成20年後半から不

動産市況の低迷が続き、開発を目的としたデベロッパーの入札参加が見込めない厳しい経済環境の下、自らマーケティングを行い、施設毎に市場実態を把握しつつ、入札者の増加を図る工夫、努力を最大限行った。このような需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われたことが、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、評価できる。

平成23年12月21日付けで厚生労働省から譲渡指示のあった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省からの指示に対応し、譲渡に係るマーケティング補助業務等を外部委託することで必要な体制を整備したことは評価できる。また、マーケティング業務を効率的に行うため、所在地方公共団体等から情報を入手し、マーケティング対象先リストを作成し、入札公告までに予め買受需要等を把握するとともに、病院や連携する老人保健施設等の事業概要書を纏めるなど、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かした入念な準備を行ったことは、評価に値する。

また、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応であるが、譲渡を希望する者（東北厚生年金病院は学校法人東北薬科大学、東京北社会保険病院等は公益社団法人地域医療振興協会）について、譲受けの方針等の入念な分析等を行い、譲渡対象とすることに支障がないことを確認の上、前例のない譲渡業務を的確に実施したと認められる。

以上のように、譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範な情報収集を行っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、評価に値する。

(8) 情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を行ってきた。

譲渡の対象となる年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関する情報は、ホームページ上に体系立てて掲示し、種別、県別、機能別に検索可能とし、閲覧者の見やすさに配慮した。平成22年8月には、社会保険病院等を除く年金福祉施設等300施設の全物件の譲渡完了に係る総括を記者発表するとともにホームページ上で公表し、平成23年1月には、入札日、施設名、落札者名、売却額、予定価格、不動産鑑定価格、出資価格、事業収支（赤字・廃止）につき記者発表するとともにホームページ上で公表した。これは、これまでの公的資産の譲渡に係る公表には前例がなく、大きく踏み込んだものであり、また、施設整理機構が公的資産売却に係るノウハウを蓄積・整理し、国や独立行政法人等にきめ細やかな情報の提供を行ったことは、社会的にも非常に価値のある財産になるものであり評価できる。

また、社会保険病院等についても、入札に係る公告を官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載し、売買契約締結後においても、速やかにホームページに契約締結について掲載するとともに、所在地方公共団体における記者レクや記者クラブへの情報提供を実施するなど、適切に情報開示がなされており、透明性の確保に努めている点は評価できる。また、これまでの公的資産売却に係るノウハウを整理し、必要に応じて配布が可能な体制を整備しており、国や他の独立行政法人等からの施設の譲渡手法等に関する照会にも適切に対応できたことも評価できる。

平成24年度には、平成24年3月30日の中期計画の見直しにより、新機構改組へ向けて必要な準備を適切に行うとしたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載し、情報発信に努めている。

さらに、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、財務調査（第3フェーズ）を実施し、その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、平成25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。

また、平成25年8月には、全社連病院が、平成24年度決算において約120億円の決算修正を行うことになったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理については施設整理機構が直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことについて記者会見を開き説明するとともに、ホームページにて公表した（「全社連病院の決算修正等について」）。

以上のように、機構の運営状況や譲渡対象となる施設等について積極的な情報提供が図られており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、評価できる。

(9) 新機構への改組に向けた準備

改組準備に向けての初年度となった平成24年度において、社会保険病院等の院長との会議や委託先団体等との打ち合わせなどを通じて精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の大枠として運営方針を確定させており、改組に向けた準備作業は着実に前進したものと認められ、大いに評価できる。

具体的には、平成24年4月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、地域医療機能推進機構への改組準備が本格的に始まった。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めている。

改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されるなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった。

こうした様々な困難にもかかわらず、機構においては、委託先3団体のすべての病院長からなる院長会議を計6回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、大枠として運営方針を確定させ、事項ごとの詳細な準備が進められる平成25年度に向けての基盤づくりを行った。

また、財務調査（第3フェーズ）で把握した、今後改善が必要な点について、病院を運営している各団体等に対し適切な運営ができるよう指導を行った。なお、指導にあたっては、監査法人も活用し、財務及び内部統制

に関する調査等で指摘を受けた事項について、現地指導を含めた病院指導を実施し、全指摘事項の改善を確認し、監査法人から監査報告書が提出されている。

平成25年度においては、前年度における新機構への移行準備の取組みを基盤としつつ、移行準備最終年度として移行準備の仕上げを行った。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めてきた。

改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善を施設整理機構が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられるなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難への対応が求められることとなった。

こうした様々な困難にもかかわらず、施設整理機構においては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③新機構病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥新機構が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等を限られた体制で的確に実施した。

以上のように、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月の新機構発足を果たすことができ、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、大いに評価できる。

(10) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われており、一般管理費等について大幅な節減を実施するとともに、各種調達の適正化を着実に実施しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められ、評価できる。

(11) その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については民間に準じた成果主義に基づく実績評価を、一般職員については国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な人事管理が行われた。

法改正等による環境の変化や過渡的な状況の中にも関わらず、機動的に人員の削減を図りつつ効率的な体制を確立し、成果主義の導入など職員のモチベーションを確保した点は評価できる。

国庫納付金については、譲渡収入を財源として、翌年度の施設整理機構の業務に必要な経費として厚生労働大臣から示される金額を控除した額を算出し、譲渡収入のあった翌年度に納付してきたところであり、平成24年度分までの納付累計額は2,054億円であり平成25年度までの予算額を上回る納付となっている。また、平成22年度に係る国庫納付金は、今後運営することとなる病院が東日本大震災により被災したことから、関係各方面と協議し、災害復旧工事の財源として留保するといった弾力的な運用に至ったことは、諸環境の変化の中において評価できる。

なお、平成25年度の業務に係る国庫納付は、平成26年度に施設整理機構が改組された地域医療機能推進機構により行われるが、施設整理機構の業務実績として評価することが適切と考えられるため、今回の最終報告の中で合わせて評価を行うこととした。平成26年度に行われる国庫納付は、施設譲渡に伴う収入に加え、病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めて行うものであり、国庫納付額も過去最大規模のものとなることが見込まれており、大いに評価できる。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されており、社会保険病院等の運営又は管理に関する事項についても諮問を行うなど、環境の変化に対応し、有効に機能させているが認められる。

施設整理機構の保有する個人情報については、法務文書課を中心に適切に保護・管理されていると認められる。

平成22年1月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、入居者が生涯にわたって生活することを配慮するなどの特殊性や難度の高い物件であるが、入居契約上の地位の承継、管理費等の水準の1年間維持、入居一時金の返還義務を付した承継など、入居者の終身利用権の保護を最大限考慮した対応を行った。また、入居者への説明会を開催するなど、入居者に対するきめ細やかな対応も行われ、入居者の立場を損ねることなく譲渡、引き渡しが完了したことは大いに評価できる。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めたこと、国庫納付金は予算額を上回って納付したこと、外部の有識者を入れた議論を行い法人運営に反映していること、個人情報適切な管理に努めていること及び終身利用型老人ホームは入居者に配慮した譲渡が行われたことは、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていることが認められる。